

2. 排水について

2-1. 排水配管設計にあたってのお願い

- 排水管径・管長・勾配などについては、下水道法、所轄官庁の指示に従い、**SHASE 206**（空気調和・衛生工学会）を参考に適切な処置を講じてください。洗浄不良や、便器が詰まり汚水があふれて家財をぬらす財産損害発生のおそれがあります。
- 一部の都市では、これらの便器の使用条件が行政上の立場から決められているところもありますので、その場合には所轄官庁の指示に従ってください。
- 節水便器の床下横引き排水管において、勾配 1/100、75 A、2 曲がりの排水管（優良住宅部品性能試験方法書 BLT WC：2015）で 10m の搬送性能が確保されていることを確認し、排水管長さが 10m を超える場合でも停滞した汚物は、次回以降の洗浄で順次押し流されていくことを確認しています。（TOTO 実験配管による確認）
実際配管において曲り数が多い、配管が老朽化しているなど、配管損失が大きいことが予想される場合は、排水管を事前に手直しいただいたり、配管長さに応じて水量を増加したりするなどの措置が必要です。
- リモデルの際は、給排水設備の老朽状況を事前に確認いただき、排水管のクリーニングや補修、レベル修正、通気の確保など、必要に応じた措置をとってください。
- 浄化槽を使用する場合、水量・水質の規定があります。建築用途や処理対象人員など個別に検討する必要がありますので、浄化槽メーカーまたは販売業者にご確認していただき、その指示に従ってください。